

町上水道未普及世帯に対する助成金支給のお知らせ

☎ 企画課 政策調整係
☎ 46-1371

町では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、町上水道の使用料（基本料金の1か月分）を免除する事業を行います。

今般、これと同じく、町上水道の未普及世帯の皆さまに対しても、同様の助成を行うことといたしました。

昨年9月下旬に同内容の助成金を支給しており、受給された世帯のうち、以下の条件に該当する世帯の世帯主様あて、9月上旬に「町上水道未普及世帯に対する助成金支給」の文書をお送りしますので、文書が届いていない世帯主の方で以下の条件に該当する場合は、企画課までご連絡ください。

◎町上水道未普及世帯に対する助成金支給の条件

令和8年7月1日時点で、町内の家屋にお住まいの世帯であり、その家屋の位置に住民票上の住所を置いている世帯のうち、町水道の給水対象となっていない世帯（井戸水などの「自家水」のみを使用されている世帯）

※町上水道の給水対象となっているものの、一時的な給水停止などの措置をなされている世帯は除きます。

助成金の金額と支給方法について 町上水道の使用料（口径20ミリの基本料金）の1か月分に相当する金額を助成金として支給します。
※基本料金（税込）2,640円×1か月分＝2,640円【支給額】なお、助成金は原則、世帯主名義のご指定口座に振り込みます。

手続不要

【物価高騰対応重点支援事業】 水道料金の減免を行います



物価高騰対応重点支援事業として、水道料金の基本料金（1か月分）を減免します。
なお、本減免を受けるための手続はありません。請求時に減免額を差し引いて請求します。

- 対象 令和8年7月1日時点の上水道契約者（官公署を除く）に係る『8月使用・9月請求分の水道料金』
- 減免額 ご使用のメーター口径に応じた水道基本料金

メーターの口径	基本料金（消費税込）	メーターの口径	基本料金（消費税込）
13mm	1,870円	40mm	4,950円
20mm	2,640円	50mm	5,500円
25mm	3,300円	75mm	6,050円
30mm	4,070円	100mm	6,600円

※使用水量に応じてご負担いただく従量料金は対象となりません。
※下水道使用料は減免対象外です。

注意事項

検針時（9月初旬）に投函される「使用水量」のお知らせに記載の金額は、減免後の金額となります。
なお、使用水量が10㎡以下の場合、当該月の請求はありません。

☎ 上下水道事業所 上水道係 ☎ 46-5600 南三陸ウォーターサービス ☎ 0120-037-132

毎月実施
しています

ごみの特別受け入れのお知らせ



町では、一般家庭から排出されるごみの特別受け入れを毎月第2日曜日に実施しています。

- 9月の特別受け入れ実施日時 13日（日）午前9時から正午まで
- 受入れ場所 南三陸町クリーンセンター（戸倉字脇の沢）
※職員の指示に従って、指定の場所へごみを置いてください。
- 手数料 可燃性ごみ（50キログラムあたり495円を搬入時に納入してください。）
- 扱うごみの種類

・一般家庭から排出される可燃性ごみ（布団、絨毯、畳、カラーボックス、衣装ケースなど）
※可燃性ごみは、通常1辺40cm以下の大きさに切ってから搬入する事となっておりますが、特別受入れに限って（当該日のみ）1辺40cm以下の大きさに切っていない状態でも受け入れます。

※今回の特別受け入れは、可燃性のごみ限定で受け入れます。

不燃性粗大ごみは、平日に通常受け入れを実施していますので今回の特別受け入れは対象外です。

●取り扱えないごみの種類

家電リサイクル法が適用される家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）およびパソコン、産業廃棄物、オートバイ、タイヤなどは持ち込みできません。

☎ 農林水産課 環境係 ☎ 46-5528

「防災士」の資格取得費用を補助します

町では、地域における防災の担い手となる防災士の養成を促進し、自主防災組織などの活性化および地域防災力の向上を図るため、防災士取得費用の一部または全部を補助します。



防災士とは？

社会のさまざまな場で防災力を高める活動をし、そのために十分な意識・知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人です。

資格取得から活動までの流れ

研修講座受講 ⇒ 試験 ⇒ 合格 ⇒ 救急救命講習受講 ⇒ 登録申請 ⇒ 活動

防災士になったら

防災士の役割は、大きく2つに分かれます。

平常時	地域防災の担い手として、家庭や職場などにおける非常時への備えを積極的に推進するほか、町が主催する防災訓練その他町が実施する安全・安心なまちづくりへの参加・協力を行う。
災害時	自らの安全は自らが守る意識を基本とし、その場その場での防災リーダーとして、避難誘導、初期消火、町への被害状況の報告などを行う。

補助金額

1人につき63,800円または実際の資格取得費用のいずれか低い額。
※補助金の交付は、試験の可否にかかわらず、1人につき1回限りとなります。

補助要件

- 1 本町の住民基本台帳に記録されていること。
- 2 地域防災の担い手として、南三陸町安全・安心なまちづくり条例（以下「条例」という。）第3条に規定する基本理念を推進すること。
- 3 条例第10条に規定する、町が主催する訓練その他町が実施する安全・安心の確保及び推進に関する施策に参画すること。

補助の対象となる費用

- 1 研修講座の受講料
- 2 試験の受験料
- 3 教本代
- 4 資格認証の登録料

詳しくは町ホームページ
をご覧ください。



令和8年度 防災士養成研修講座のお知らせ

研修講座名	日程	会場	募集人数	申込期間
第56回	10月31日（土） 11月1日（日）	東北福祉大学 仙台駅東口キャンパス	120名	9月17日（木）～10月9日（金） ※宮城県在住者対象
第57回	令和9年1月23日（土） 24日（日）	東北福祉大学 仙台駅東口キャンパス	120名	11月26日（木）～12月25日（金） ※宮城県在住者対象

研修講座「地震のしくみ」「被害情報と報道」など12科目の受講、防災士資格取得試験があります。申し込みなど詳細については東北福祉大学HPをご覧ください。



☎ 総務課 危機対策係 ☎ 46-1376